

令和7年12月12日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	川久保和幸

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	山	崎	正	和
副	市	長	庭	木		淳
教	育	長	松	尾	文	雄
総	務	部	後	藤	英	明
総	務	部	錦	織	賢	二
企	画	部	松	尾	謙	一
企	画	部	山	北		太
営	業	部	佐	木	征	夫
福	祉	部	馬	場	真	嗣
福	祉	部	田	寄	美	智子
こ	ど	も	古	賀	龍	一郎
こ	ど	も	野	口	幸	未
ま	ち	づ	弦	卷	一	寿
ま	ち	づ	山	口		洋
総	務	課	古	田	香	代
企	画	政	小	柳	真	一
財	政	課	藤	井	喜	友
会	計	管	田	中	祐	紀
選	挙	管	楠	原	健	一
監	査	委	前	田		実
農	業	委	木	村	明	美

議 事 日 程 第 6 号

12月12日（金）10時開議

日程第1	第74号議案	専決処分の承認について（令和7年度武雄市一般会計補正予算（第7回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第75号議案	武雄市長の給料の特例に関する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第3	第76号議案	武雄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第4	第77号議案	武雄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第5	第78号議案	武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第6	第79号議案	武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第7	第80号議案	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第8	第81号議案	武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第9	第82号議案	武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第10	第83号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第11	第84号議案	武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第12	第85号議案	武雄市火入れに関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第13	第86号議案	武雄市過疎地域持続的発展計画について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第14	第87号議案	令和7年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第15	第88号議案	令和7年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第16	第89号議案	令和7年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（質

		疑・産業建設常任委員会付託)
日程第17	第90号議案	令和7年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第18	第91号議案	令和7年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第19	第92号議案	令和7年度武雄市下水道事業会計補正予算(第1回)(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第20	第93号議案	袴野地区地すべり対策工事(その2)請負契約の一部変更について(補足説明・質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第21	第94号議案	袴野地区地すべり対策工事(その1)請負契約の一部変更について(補足説明・質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第22	報告第10号	専決処分 of 報告について(質疑)
日程第23	請願第1号	災害に強く、地域と共に持続可能な「災害対応型衛生処理施設」の整備を求める請願(趣旨説明・質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第24	意見書第5号	「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書(案)(趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託)

開 議 10時

○議長(吉川里己君)

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第93号議案及び第94号議案並びに議員から提出されました請願第1号及び意見書第5号を追加上程をいたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第74号議案

日程第1. 第74号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第74号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2 第 75 号議案

日程第 2. 第 75 号議案 武雄市長の給料の特例に関する条例を議題といたします。

第 75 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

本議案、第 75 号議案 武雄市長の給料の特例に関する条例について質問します。

御承知のように、ふるさと納税、令和 2 年、令和 3 年度の事業において、委託業者の大平商会在約 2 万 6,000 件を超える返礼品を調達できないという事案で、もう、かれこれ 4 年、丸 4 年、経過してきたわけです。

いまだこの返礼品が最終 100%、ふるさと納税を、当時令和 2 年、令和 3 年度していただいた方々が、まだ最終解決が、9 月議会の答弁でも、まだ約 50 件、あるいは約二十数名の方々の対応ができていないという中で裁判が結審をしたということで、市長も市としての法的な責任はないからという答弁を、ちょっと耳にしたわけですが、今回、こういう議案を出されてですね、当時、4 年前の 12 月議会に市長、副市長減給案が、あのとき突如、朝出席したら机にあったわけです。

しかし、問題は解決していないとして、結果的に廃案になっておったわけです。

今回、市長は混乱の責任を取るとして、議案を出されました。1 か月、来年 1 月から 3 か月間、10%減額。

しかし、当時、副市長も責任を取るとしていましたが、前任副市長が退任されて、市長 1 人と。しかし、現実に副市長 2 人、就任されているわけです。

今年の 6 月議会で、私、4 月の異動の問題で質問したときに、市長、こう答弁されました。ちょっと議事録です。

小松市長登壇、「おはようございます。まず、職員の異動云々というお話ですけれども、当然、御承知のとおり、職員が変わっても行政は継続性を持って対応をしていくというのが当然のことですので、そこは組織の中の体制云々というのは、全体の行政施策の推進には影響はないということを申し上げておきます」と答弁されました。

そのとおりだと思います。まさに継続性を持って対応しているなら、当然、今回の件ですね、市長、副市長の責任を取るとは、もう当然ではないかと。

だから、あの当時、退任される副市長、もう本当に、思いを言われましたけれど、市長、どのように、今回の議案に対して、やっぱり、対応すると、副市長も含めてちゃんと対応するというのが市民の受け止めとして当然ではないかと申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉川里己君）

発言者に申し上げます。

自分の意見ではなくて、この議案に対する質疑をよろしく願いいたします。

そして、もう1点申し上げております。

申合せ事項の中に、委員会付託する議案については委員会で詳細の議論を委ねるというふうになっておりますので、20番江原議員につきましては総務委員会でございますので、そちらのほうで詳細な質疑をお願いをしたいと思います。

○20番（江原一雄君）（続）

じゃあ答弁をください。

○議長（吉川里己君）

自分の意見ではなくて、議案に対しての質疑をお願いいたします。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

だから、今回、副市長の特例でしょう。

じゃあ、副市長がなぜないかというのを答えてください。

○議長（吉川里己君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。議員御承知のとおり、責任というのは、法的責任と政治的、道義的責任というのがあります。

法的責任は、市の責任と、私とか個人に対する責任というのがありまして、今回はその前者に当たるということでありまして。先日、令和7年9月17日をもって判決が確定をいたしまして、そして、市としての法的責任はないということがはっきりと示されたということでありまして。したがって、市としての法的責任は副市長が替わっても引き継がれることは当然、法的責任がないので、そもそも引き継がれるような話ではないということでありまして。

今回については、先ほど言いました、政治的、道義的責任ということで、市民の皆様にも、市政に混乱を招いたと、そして、配送遅延により寄附者に御迷惑をおかけしたということに対する政治的、道義的責任として、私の減給を提案するところでございます。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

20番江原議員に申し上げますけれど、先ほども申し上げましたように、江原議員は総務常任委員会でございますので、そちらのほうで審査するようになりますので、そちらのほうで詳細質疑をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

[20番「議長、20番。市長が答弁したんだから」]

そこは認められません。

[20番「はい議長、20番。(発言する者あり)何で。総務委員だから、それはそれですよ」(「議長が認めて言いようとやけんが」と呼ぶ者あり)]

そういう慣例になっておりますので。

[20番「慣例じゃなくて、当たり前でしょう」]

これを認めていったら、ずっと、もう皆さんそういうふうになってしまいますので、そこは。

[20番「全てそうじゃないけど、法的と道義的って言ったんだから」]

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

[20番「それについて質疑するだけですよ」]

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第76号議案

日程第3. 第76号議案 武雄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

第76号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第77号議案

日程第4. 第77号議案 武雄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

第77号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第78号議案

日程第5. 第78号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第78号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第79号議案

日程第6. 第79号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第79号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第80号議案

日程第7. 第80号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第80号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第81号議案

日程第8. 第81号議案 武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第81号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第82号議案

日程第 9. 第 82 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 82 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 第 83 号議案

日程第 10. 第 83 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 第 84 号議案

日程第 11. 第 84 号議案 武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 84 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 85 号議案

日程第 12. 第 85 号議案 武雄市火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 86 号議案

日程第 13. 第 86 号議案 武雄市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 87 号議案

日程第 14. 第 87 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、これを先に許可いたします。12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。第 87 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）について、何点か質疑をさせていただきます。

まず、今回の予算参考資料において、水道料金の改定による口径変更をすることによって受益者の負担軽減の予算が計上されております。

参考資料のほうでは、水道料金改定対策（水道メーター取替）支援補助金 600 万円ということで載っているわけですが、予算書のほうを見ていけば、21 ページの 2 款 1 項 4 目 12 節、水道メーター口径変更業務委託料 700 万円、続きまして、4 款 2 項 1 目 18 節の水道料金改定対策（水道メーター取替）支援補助金 600 万円、これが先ほど言った予算資料の部分です。

続いて、28 ページの 4 款 4 項 1 目 18 節、佐賀西部広域水道企業団補助金、これは企業団に対する補助金ということなんですけれども、次に、8 款 5 項 1 目 12 節、水道メーター口径変更業務委託料ですね、これが 655 万 8,000 円上がっております。合計すると、約 1,950 万円程度の予算になるかと思っておりますけれども。

これ、水道料金が西部広域水道企業団のほうで改定されることによる市の負担になりますが、これまでその企業団のほうでどのような協議がなされ、当時、市長、反対をされたと思っておりますけれども、これ、企業団に加入するときに設備の譲渡をされているわけですから、これは企業団が負担するべき内容ではなかったかという議論がなかったのか。

また、他の加盟市町の公平性に関するその辺の議論があったのか、なかったのかですね、そこをまずお尋ねします。

次に、4 款 1 項 2 目 19 節の新型コロナウイルスワクチン健康被害救済給付金 155 万円について、これの対象者の人数、もしくは人数じゃないのか。

そしてまた、この救済、給付については一度きりの給付になるのか、それとも、継続的に救済措置が行われているのか。

また、この救済制度を使うには申請が必要だと思っておりますけれども、これ、認定に当たっての基準とか、ワクチンとの因果関係がどう証明されるのかについて御質問をさせていただき

ます。

次に、10 款 3 項 3 目 12 節. 屋内運動場空調設備整備基本調査業務委託料 198 万円ですね。

これ、学校施設に早急に対応していただいております。

これの基本調査をされることによる内容と、また、今回、山内中、武雄中ということになっておりますけれども、これはその学校に設置するための調査なのか、それとも、一旦、調査をするだけの指定なのか。

また、優先順位についてどのように選定をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（吉川里己君）

山口まちづくり部理事

○山口まちづくり部理事〔登壇〕

おはようございます。池田議員御質問の水道メーターの交換というか、減径に関する水道企業団との協議についてということで御質問いただきましたので、協議については、水道担当者会議等で協議を行っているところでございます。

議員御指摘の水道企業団と構成市町との協議の中でも、水道メーターの減径については、企業団が負担すべきものではないかという御意見も出ております。協議の結果としましては、減径に係る工事費等は利用者で御負担をいただくということと、メーターの購入費に係る費用については企業団が負担をするということ。20 ミリから 13 ミリの減径について、改造費による手数料の補正は不要とするということを確認しております。

先ほど言われました 8 款 5 項 1 目 12 節の水道メーターの口径変更業務委託料につきましては、市営住宅の 17 住宅あります、管理戸数 855 戸のうち 9 住宅、646 戸が 20 ミリとなっておりますので、13 ミリへの切替えの対象となっております。

○議長（吉川里己君）

馬場福祉部長

○馬場福祉部長〔登壇〕

おはようございます。4 款 1 項 2 目 19 節の新型コロナウイルスワクチン健康被害救済給付金に関する御質問ですが、まず、対象者の人数と給付が継続されるかということですが、現在、武雄市のほうで認定された方というのは 11 名いらっしゃいます。

給付金の支払いにつきましては、認定された疾病の初診月から給付が開始されまして、治癒または申請者が亡くなられるまで給付が継続をされます。

そして、認定の基準に関してですが、予防接種健康被害救済制度の認定につきましては、市から申達された書類を基に、国の疾病・障害認定審査会において審査が行われます。

認定の基準につきましては、国が示している健康被害救済制度の考え方の資料によりますと、症状の発生が医学的な合理性を有すること、時間的密接性があること、他の原因によるものとする合理性がないことなどを踏まえまして検討が行われております。

また、その上で、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も認定の対象とすることとなっております。

○議長（吉川里己君）

古賀こども教育部長

○古賀こども教育部長〔登壇〕

屋内運動場の調査目的でございますが、まず、屋内運動場の空調設備に必要な調査を実施するもので、体育館の立地、形状、構造等を調査して、最適な空調システムの設置に向けての検討を行うものであり、設置するための調査でございます。

選定した2校についてでございますが、市内の小中学校全てを同時に設置するのが一番いいことでございますが、国等の交付金を活用するため、教育委員会といたしましては、まず、学校の授業や部活動での安全・安心な環境を第一に考え、その上で、災害時の避難所として活用していくことも想定した中で調査に入ることでございます。

調査校の選定につきましては、通常の授業や部活動を含めた体育館の利用状況、児童生徒数、避難所機能等を総合的に判断し、まずは武雄中学校と山内中学校を調査するというところで決定したところでございます。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

すみません、ちょっと3点お伺いしますけども。

水道メーターの取替えの件なんですけども、例えば、私の家とか、周りの家とか、今、何ミリをつけているとかって、多分ほとんど知らないと思うんですよ。自分の家が何ミリつけてるのかと。

それを変えた場合は補助が出るけど、負担もしなきゃいけない。変えたときに、プラスマイナス、マイナスになっちゃいけないから、その辺の計算もちゃんとして、お宅は変えたほうがいいですよとか、そういうところまでちゃんとやっているのか。それとも、もう完全に申請があっている、出したところしかやらないのか。もしそうなら、分からないですよ、自分が何ミリかというのは、自宅。だから、そういうところをきちんと把握した上で、市民に対して、値上がりしますと。

お尋ねで、あなたのところは何ミリですと、これぐらい違いますよというのがちゃんと分かって、この事業をやられるのかというのが1点目。

2点目がですね、一の坪公園の雨水貯留施設、これは下流にどれくらいの一〇五、〇〇〇万円かけますよね。5,000万円、それは地方債ですから、どれくらいの充当率というのは我々、説明聞いていないのですけれども、5,000万円かけて一の坪公園のやつをやって、どれくら

いの効果があるのか。これはもう後で、産建のほうでもんでもらえるとは思いますが、
こういうの、その一の坪公園を選んだ費用対効果ですね。

多分、山崎議員が公園の下の雨水のところというのをよく質問されていたんですけども、
ここのところ、私、例えば常襲水害地対策特別委員長で、全く話も聞いてないんですね。ひ
よっとすると産建の委員長は聞いているかもしれないけど、その下流に対してどれくらい影
響があるのか、これ2点目。

3点目、さっきの学校。学校は、先ほど子ども教育部長の説明で、交付金がありますので
ということなんですけれども、学校改善の特交なのか、緊防災なのか、空調特交なのか、ど
れを使おうと思われているのでしょうか。

以上、3点。

○議長（吉川里己君）

山口まちづくり部理事

○山口まちづくり部理事〔登壇〕

議員御質問の、口径についての御質問ですけど、口径については各家庭のメーターの蓋の
ところに口径が書いてありますので、その辺を確認していただきたいというのと、20ミリ口
径の方につきましては、うちのほうから把握をしておりますので、通知等を出して申請いた
だくような形を取りたいというふうに思っております。

○議長（吉川里己君）

弦巻まちづくり部長

○弦巻まちづくり部長〔登壇〕

議員お尋ねの、一の坪公園雨水貯留施設についてでございますけれども、一の坪公園の地
下にプラスチック製の雨水貯留層を設置しまして、公園の敷地に降った雨及び北側、市道の
ほうから水が一気に下流水路へ流れ込むのを防ぐために一時的に地下に220トンの雨水を貯
留し、下流の都市下水路へ少しずつ流していくことで雨水流出の抑制を図り、下流域や周辺
の浸水被害の防止を図っていくことを目的としているところでございます。

○議長（吉川里己君）

古賀子ども教育部長

○古賀子ども教育部長〔登壇〕

屋内運動場空調設備の交付金につきましては、活用を予定しております交付金は文部科学
省のほうからあります空調設備整備臨時特例交付金を活用する予定としております。

○議長（吉川里己君）

山口まちづくり部理事

○山口まちづくり部理事〔登壇〕

先ほど、メーターの件、13ミリの、蓋に記載してあると言いましたが、検針票を各自、各

家庭に入れますが、その中にも口径は書いてあるので御確認をいただきたいと思います。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 15 第 88 号議案

日程第 15. 第 88 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 89 号議案

日程第 16. 第 89 号議案 令和 7 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 90 号議案

日程第 17. 第 90 号議案 令和 7 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 90 号議案の 8 ページですが、公債費の、8 ページから説明がありますが、これまでの給湯管の延伸事業の事業債の償還、利子、総額を含めて、事業費総額、それと距離、メートルを含めて御答弁ください。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

おはようございます。御質問の給湯管延伸事業債に係る部分でございますが、給湯管延伸事業債に係る工事は、事業債に当たる部分につきましては、令和6年度完了分の、その1からその4工事でございます。総事業費につきましては7,518万2,800円で、延伸の部分の施工延長につきましては877.3メートルになります。

本議案の事業債の返済計画は、融資額としまして7,400万円、融資実行日が令和7年3月25日で、返済期限につきましては令和15年3月25日まででございます。

元利据置が1年ということになっております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

これだけ給湯事業、円滑な運営をされてきて、さらに延伸されたわけですけど、返済の見通しも含めて、投資効果を含めてどのように見通しされておりますか。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

今回の事業で投資した部分につきましては、温泉を御利用いただいて、効果的に実施できればと思っております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第18 第91号議案

日程第18. 第91号議案 令和7年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第91号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、これを先に許可いたします。12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

第91号議案 令和7年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）ということで質疑をさせていただきますが、詳細な数字とかじゃなくて、これ、繰越明許費が出ているわけなんですけれども、9月議会の折にも質問をさせていただきました。

工期が遅れている理由ですね。表層崩壊での追加工事により工期に遅れが生じるためということで、9月でも言いましたけれども、そのときには、今後の内容が定まっていないので、今後については、スケジュールをお示しすることはできませんということでした。

ただ、新工業団地の分譲に向けて進めていくということでしたので、これ、ほかの予算関係も繰越しになっている部分も多々あると思います。

全体的に、この今後の見通しとなる計画等をお示しができるのか、また、全体に係る影響があれば教えてください。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

今回、繰越しをする際の理由ということでございますが、仮称ではございます新工業団地に隣接する袴野地区地すべり対策工事の現場で、先ほどありましたように、令和7年、本年の8月に施工中ののり面の表層が一部崩壊したことによる追加工事が必要となりました。

この追加工事の影響によりまして、新工業団地整備の事業に対しても工期に遅れが生じるため、繰越しをお願いしているところでございます。

また、9月の定例会において議決いただいた追加工事分を合わせました袴野地区地すべり対策工事を進めつつ、新工業団地の早期分譲開始に向け、残りの工事に取り組み、令和8年度中の竣工を目指してまいります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19 第92号議案

日程第19. 第92号議案 令和7年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第92号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20・第21 第93号議案・第94号議案

日程第20. 第93号議案 袴野地区地すべり対策工事（その2）請負契約の一部変更について及び日程第21. 第94号議案 袴野地区地すべり対策工事（その1）請負契約の一部変

更についての2議案を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

第93号議案 袴野地区地すべり対策工事（その2）請負契約の一部変更について及び第94号議案 袴野地区地すべり対策工事（その1）請負契約の一部変更についての2議案について補足説明申し上げます。

本2議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

議案書（その2）3ページを御覧ください。

第93号議案は、袴野地区地すべり対策工事（その2）に係るものです。

当該工事エリア内で発生しました、施工中ののり面表層が一部崩壊したことによる追加工事に係る補正予算を9月定例会で議決いただきました。その追加工事分の5,833万800円を増額する工事請負契約額の変更と、追加工事に伴う工期を令和8年10月30日までに変更する仮契約を、令和7年12月1日付で締結しております。これにより、契約金額は3億8,613万800円となります。

続きまして、議案書（その2）4ページをお願いします。

第94号議案は、袴野地区地すべり対策工事（その1）に係るものです。

先ほど御説明申し上げました袴野地区地すべり対策工事（その2）の完了後でなければ袴野地区地すべり対策工事（その1）のエリア内に施工できない箇所があることから、工期を令和9年2月26日までに変更する仮契約を、令和7年12月1日付で締結しております。

なお、本契約における契約金額の変更はございません。

議案資料といたしまして、工区図、平面図、平面図の拡大版、仮契約書の写しを添付しておりますので御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第93号議案及び第94号議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

契約が、3億2,780万円が3億8,613万800円と。

この歳入財源について御説明ください。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を予定しております。

○議長（吉川里己君）

20 番 江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

その名称を含めて、国が、県が全部見るんですか。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

先ほど申し上げました緊急自然災害防止対策事業債につきましては、充当率が 100%で、交付税措置が 70%ということになっております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第 93 号議案及び第 94 号議案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22 報告第 10 号

日程第 22. 報告第 10 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでございますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 23 請願第 1 号

日程第 23. 請願第 1 号 災害に強く、地域と共に持続可能な「災害対応型衛生処理施設」の整備を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、請願提出の趣旨説明を行います。

本請願は、現在計画が進められている市の衛生処理施設について、平時に使う施設ではなく、災害に強い地域の基盤へと高めていくことを求めるものでございます。

近年は浸水や長期停電などの想定外の事態が度々発生し、報道がなされております。こうした中では、建設だけではなく、災害時でも止まらない運転の維持管理の体制づくりが大変重要で、欠かせません。そのためには、地域の事情をよく知る、地域の、地元の運転維持管理者の力が重要になってまいりますので、建設して終わりではなく、建設後の管理体制こそ

がその施設の強さを左右するものになってまいります。

そういうことから、事業実施についても専門性を適切に評価でき、災害対応能力や地域防災体制など、地域貢献度を評価できる総合評価方式や、性能発注方式、業務を適材適所で選べる分離発注は、地域全体の防災力を高める上でも有効な手法でございます。

分離発注の実例として、さが西部クリーンセンターの圧縮切断機整備事業では、設計と工事、建屋と機械設備を分離したことで、地元武雄の業者が非常に安価で落札されており、地元業者の支援にもつながったと伺っております。この方式は武雄市の議員の提案によるもので、副管理者の小松市長もよく御存じのところでございます。

以上、説明申し上げましたが、災害対応は一刻も早い復元力であり、1時間以内が明暗を分けます。災害に強い武雄市をつくるため、本請願への御理解と御賛同を心よりお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（吉川里己君）

請願第1号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第24 意見書第5号

日程第24. 意見書第5号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。意見書第5号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）につきまして、御説明申し上げます。

内容については、お手元の文書のとおりでございますけれども、補足説明といたしまして、例えば、この議場にも国章、日の丸と武雄市の市章が掲げられていますけれども、これは武雄市民、そして日本国民のシンボル、象徴をここに掲げて、心を一つにして、お互いを尊重しながら理想に向けて取り組んでいこうという、そういう気持ちを表したものだと考えております。思想や信条が違おうとしても、国を象徴する国旗を、悪意をもって汚すというようなことは、あってはならないことだと考えております。

しかし、残念ながら、日本国民でありながら日本の国旗、国章をおとしめるような行為が実際に行われているというのが現状でございます。

こういった現実を鑑みて、ほかの国と同様に、日本の国旗、国章についても、外国の国旗、国章と同様に、損壊した場合の罰則規定が必要であると考えまして、本意見書（案）を提出

させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉川里己君）

意見書第5号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

提出者に求めますけど、これ、各地で参政党の皆さん、提案されているようであります。

朝長議員も、選挙のときはまだ政党的には無所属で届けてされてたんではないですかね。

これ、一つ答えてください。

○議長（吉川里己君）

発言者をお願いいたします。

この意見書に対する質疑をお願いいたします。中身に対してお願いします。

○20番（江原一雄君）（続）

中身がですね、制定当時のことを書かれております。法律は、国旗及び国歌に関する法律。

その当時の審議状況と中身について、どのように朝長議員は受け止めておられるか、これ、質問の一つです。

当時の制定時の国会での議論、どういう経過だったか、御存じ、いかがでしょうか。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

この意見書の中にある国旗及び国歌に関する法律が制定された経緯ということについての認識ということでしょうかね。

国会の中の詳細の議論については全て把握しているわけではございませんけれども、国旗、国歌というのが非常に、やっぱり地域によっては、教育の現場でもおろそかにされている、そういったことがあるということで、法律としてしっかり制定する必要があるということで制定されたものと認識しております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

これ本当にですね、重要な意見書（案）を出されております。

当時、昭和30年代、40年代、これ議論されて、制定時、ちょっと日時を忘れましたが、

内心の自由というですね、国は制定の結論として法律はつくるけども、国民に対して強制するものではないということなんですよ。

だから、ここに書かれているように、意見書案の最後の文章です。「よって、速やかに日本国国章損壊の罪の制定を強く求める」と。強制されているんですよ。

そういう意味では、私は、内心の自由こそ、この国旗、国歌の。

○議長（吉川里己君）

発言者をお願いいたします。

中身について質疑をお願いいたします。

○20番（江原一雄君）（続）

当時制定された問題について、いかがでしょうか。

強制するものではないということに対して御答弁ください。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

今、内心の自由についての認識ということかと思えますけれども、決して内心の自由そのものを侵すものではないと思います。

実際に誰かに対してとか、例えば、ここに掲げてある国旗、日の丸、市章でもそうですけれども、それを物理的に損壊するとか、そういう表に見える具体的な行動として表した場合のことについて言及しているものであって、内心の自由を侵すことには当たらないと考えております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時53分

